

余裕期間制度（フレックス方式）に関するQ & A

（基本事項）

質問1 通常の工事との違いを簡単に教えてほしい。

回答1 次表のとおりです。

項目	余裕期間（フレックス方式）	通常工事
発注時の工期の考え方	右記の通常工事の考え方に余裕期間を加えた期間	準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間
余裕期間の設定	90 日を超えない日数で発注者が設定（特記仕様書に明示）	
技術者の配置の取り扱い	余裕期間内の技術者の配置は不要	着手日から工期内は配置が必要
工事の始期	発注者が設定した余裕期間内に受注者が選択（余裕期間の最終日の翌日が始期の期限）	契約日を含め7日以内に着手
工事の終期	受注者が選択	入札公告の年月日のとおり（工事日数で明示の場合は契約日から起算した日の最終日）
工程表提出期限	工事の始期から起算して7日以内	契約締結の日から起算して7日以内
工事の始終期通知書の提出	落札決定から7日以内	
建設業退職金共済制度の掛金収納書	工事の始期後速やかに提出	契約締結後原則1ヶ月以内
施工計画書の提出期限	工事の始期後概ね1ヶ月以内	契約締結後概ね1ヶ月以内
コリンズ登録期限	工事の始期から起算して10日以内	契約締結後10日以内
前払金の請求	工事の始期以後から可能	契約締結後可能

質問2 余裕期間制度（フレックス方式）を適用する工事はどのような工事ですか？

回答2 柔軟な工期の設定を通じて、受注者が建設資機材や労働者等を確保できるようにすることで、効率的な工事実施が図れる工事を対象に適用します。（供用開始や関連工事等に影響を及ぼす恐れのある工事を除きます。）

質問3 余裕期間（日数）の設定ルールは？

回答3 工事の規模や内容を考慮の上、90日以内で、想定される必要な期間を設定します。なお、補正予算や翌債承認後の年度末の発注や年度当初の発注時など、工事の発注が集中する時期については、余裕期間を長く設定する場合があります。

（入札・契約）

質問4 工期の設定（工事の始期と終期）はどのように決定できますか？

回答4 工事の着手日は、余裕期間内であれば、受注者が自由に日時を設定できます。また完成日についても工事の終期（工事の完成期限）以前（終期の期限日でも可）であれば受注者が自由に設定できます。

質問5 工事の始期および終期はいつまでに決定する必要がありますか？

回答5 落札決定（通常入札日）の日から7日以内に決定し工事の始終期通知書（別紙様式1）を提出してください。（提出が7日以内）

質問6 工事の始期の変更は認められますか？

回答6 発注者との協議のうえ認められれば、変更することが出来ます。ただし、発注者が設定した余裕期間内を超えて変更することはできません。

質問7 工事の始期の変更何回の上限はありますか？

回答7 現場条件や資機材の需給状況、関連工事や地元との調整が必要になった場合など、発注者との協議の上認められれば、複数回の変更も可能です。

質問8 前払いの請求はいつから出来ますか？

回答8 工事の始期から請求可能です。

（余裕期間内での行為）

質問9 工事着手とはどういう状態（作業の開始）をいいますか？

回答9 新潟県土木工事標準仕様書の用語の定義のとおり、工事着手とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）に入った状態をいいます。

質問10 余裕期間内で可能な行為はどのようなものですか？

回答10 現場に搬入しない資機材の準備および労働者の手配などの準備行為は可能です。現場代理人および監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事の着手とみなされる行為は認められません。

(認められない行為の例)

- ・工場製作（元請として技術的な管理を必要としない、機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く。）
- ・測量（元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可）
- ・資機材や重機の現場への搬入
- ・仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

（配置予定技術者等）

質問 11 現場代理人、技術者（主任・監理）はいつまでに決定（配置）する必要がありますか？

回答 11 工事の始期の前日までに決定し、現場代理人及び主任技術者決定届書を提出してください。

質問 12 余裕期間内であれば、現場代理人、技術者（主任・監理）の変更は認められますか？

回答 12 変更可能です。また工事着手後であっても通常の工事と同様に交代（変更）は可能です。

（工期）

質問 13 受注者が余裕期間は不要と判断した場合、余裕期間を工期内に取り込み（契約締結日の翌日から着手）、工期を長く取ることは可能ですか？

回答 13 余裕期間を取らずに契約締結日の翌日から着手し、余裕期間を実工期内に取り込んで実工事日数を長く取ることは可能です。ただし、発注者が定めた実工期よりも 10%以上長い実工期を設定する場合は、工期の始終期通知書（別紙様式 1）にその理由を記載してください。

質問 14 一度決定した工事の終期を延期することは可能ですか？

回答 14 通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延期（終期の延期）については、発注者との協議により認められれば延期することができます。

質問 15 当初工期（工事の終期の期限）よりも早く工事が完了した場合に、終期を変更することは可能ですか？

回答 15 通常の工事と同様に、終期前に完成届を提出し工事を完了することができます。なお、終期の変更（早期完成）について特別な届け出等は必要ありません。